

C3i インターネットサービス利用規約 ハウジング

株式会社ベクターデザイン（以下『当社』という）では、C3i インターネットサービス・ハウジング（以下『本サービス』という）に関して次に掲げる利用規約（以下『本規約』という）を設けています。本サービスのご利用は、本規約の内容に対する承諾を前提としています。予めご了承ください。

■第1条 総則■

1. 当社は、本サービスの利用者に対し、第4条に定めるサービスを提供します。
2. 当社および利用者は、サービスの提供・料金の支払い等について本規約が定める義務を、誠実に履行するものとしします。

■第2条 本規約の適用■

1. 本規約は、当社と本サービス利用者との間に生ずる一切の關係に適用されるものとしします。

■第3条 利用者、利用申込み、および設定作業の開始■

1. 利用者とは、本規約の承諾に基づいて当社に利用申込みおよび初期費用等の支払いを済ませた結果、当社から本サービスの利用権を認められた法人・団体または個人をいいます。
2. 所定の申込書に必要事項を記入して、当社にお送りください。書類の受理をもって利用申込みとします。
3. 第5条に定める初期費用の入金を確認され次第、当社は必要な設定作業を開始するものとしします。

■第4条 サービスの内容■

1. 当社が利用者に提供するサービスは、別項「サービスメニュー」の通りとします。
2. 当社は、業務の健全な遂行に必要と判断した場合、利用者の承諾を得ることなく本サービスの内容を変更することができます。但し、その変更は、サービスの提供者としての良識・常識・誠意等に基づくものとしします。

■第5条 利用料金および支払い方法■

1. 本サービスの設定料・月額利用料は、コースによって異なるため、C3i IDC Service 申込書によるものとしします。
2. 本サービスの設定料及び月額利用料の支払い方法は次の通りとします。
 - A. 設定料（初期費用）および第1回目【運用開始翌月】の月額利用料は、当社が指定する銀行口座への振込【振込手数料は利用者負担】によるものとしします。なお、当該初期費用には、運用開始月の月額利用料が含まれるものとしします。
 - B. 運用開始翌々月以降の月間利用料は、原則として当月6日[6日が休日の場合は、翌銀行営業日]の口座振替によるものとしします。口座振替が開始されるまでの期間は、当社が発行する請求書による銀行口座への振込【振込手数料は利用者負担】によるものとしします。
 - C. 運用開始後に発生する利用者固有の要請・事情等に基づくサービス及び別紙で定めるオプション作業に関する支払いは、当社が指定する銀行口座への事前振込み【振込手数料は利用者負担】によるものとしします。
3. 当社は、利用者への事前通知によって、本サービスの利用料金を改定することができるものとしします。
3. 利用者が利用料その他の債務を支払期日を過ぎてもなお履行しない場合、利用者は支払期日の翌日から支払の日の前日までの日数に、年14.5%の割合で計算される金額を延滞利息として、利用料金その他の債務と一括して、当社が指定した日までに指定する方法で支払うものとしします。
4. 前項支払に必要な振り込み手数料その他の費用は、全て利用者の負担とします。

■第6条 解約、サービス停止およびその回復■

1. 本サービスの契約期間は、別紙 C3i IDC Service 申込書によるものとしします。解約を希望する利用者は契約終了の60日前までに書面にて解約の通知をするものとしします。利用者からの解約希望がない限り、契約は自動的に更新されるものとしします。契約期間内の解約につきましては、別紙 C3i IDC Service 違約金計算表によるものとしします。
2. 前月27日の入金が確認できなかった場合、当社は、サービスの継続に関する利用者の意志の有無に拘らず、本サービスを停止するものとしします。
3. 前月の27日に利用料が払い込まれなかったことで本サービスが停止されても、当月末までに何らかの方法で入金がなされた場合は、再設定料なしでサービスを回復することができます。利用料末納月の翌月1日以降にサービスを回復する場合は、未納分に加え、再設定料として新たに C3i IDC Service 申込書で定めた初期費用の30%の費用が発生します。

■第7条 禁止事項■

1. 本サービスの利用にあたっては、次の行為が禁止されています。
 - A. 他者の著作物を当該著作者の許可なく使用転用すること。
 - B. 誹謗、中傷、作為の虚偽情報等を流布することによって特定または不特定の第三者に著しい不利益をもたらすこと。
 - C. 掲載者および当社が関係当局から処罰されるようなコンテンツを掲載すること。
 - D. 本サービスを媒体として刑法または民法に抵触するような商業活動を行うこと。
 - E. いわゆるアダルトもの、猟奇もの等、公序良俗に反するコンテンツを掲載すること（前条に抵触するファイルの存在が明らかになった場合は、当該ファイルが直接契約者たる利用者の意図的な掲出であるか否かを問わず厳格に対処するものとしします）。
 - F. 本サービスにより提供されるハウジングスペースを第三者への再販売及びレンタルを行うこと。

■第8条 利用資格の停止または取消し■

1. 利用者が次の各項に該当する場合、当社は連絡不能の場合を除き、当該利用者に対する事前通知を前提として、その利用資格を停止または取消すことができます。
 - A. 申込時に虚偽の申告を行った場合。
 - B. 第7条の各項に規定された禁止行為を行った場合。
 - C. その他、当社が利用者として不適切と判断した場合。
2. 前各項に該当する事由によって当社に損害賠償等の責が生じた場合、その原因者たる利用者は、当社に代わって当該債務等を負担するものとします。

■第9条 システムの運用管理■

1. 利用者からの指示に基づき行う故障切り分け作業等の保守の範囲は以下の通りとなります。
 - A. 利用者からの指示による対象物件のランプの状態確認。
 - B. 利用者からの指示による対象物件の電源のオン/オフ。
 - C. 利用者からの指示による対象物件のリセットボタン操作。
2. 当社の事由により利用者の機器保管場所並びに付帯設備の場所を変更することができるものとします。
3. 本サービスを提供するためのシステムは、原則として『1日24時間・365日』運用するものとします。但し、システムまたは関連設備の修繕保守等、やむを得ない事由による運用停止はこの限りにありません。そのような場合、当社は可能な限り事前通告を行います。天災、突発事故等の場合は通告を省略することができるものとします。
4. 前項の事由によって本サービスに一時的な中断、遅延等が発生しても、当社はその責を負わないものとします。
5. 利用者の機器を経由した不正中継または他サーバ・他ネットワークへの攻撃が明らかになった場合及び利用者の機器が他の設備に障害を与えると当社が判断した場合、本サービスは、当該事象が利用者の故意によるものか否かを問わず、連絡不能時を除く利用者への事前通知を前提として、緊急避難策としてのサーバ停止措置を講ずることができるものとします。
6. ハードウェア及びOS、ソフトウェアの管理は原則として利用者の責任によるため、セキュリティホールへの攻撃やソフトウェアのバグ等に起因するデータの損傷やハードウェアの故障等についても当社はその責を負わないものとします。

■第10条 免責■

1. 当社の意図的な怠慢および責務不履行等によるものを除き、当社は、本サービスの利用に起因する損害についてその責を負わないものとします。
2. 利用者が本サービスを通じて他者に損害を与えた場合、当該利用者は、自らの責任において問題を解決するものとします。

■第11条 届出事項の変更■

1. 当社への届出事項に変更が生じた場合、利用者は、当社に対して速やかにその旨を通知するものとします。
2. 前項にある変更通知の不在によって、当社から利用者への通知、書類等が遅着または不達となった場合、当社はその責を負わないものとします。

■第12条 利用規約の発効■

1. 本規約は、当社が利用者からの申込書を受理した日をもって発効するものとします。

■第13条 利用規約の改定■

1. 本規約は、利用者の承諾なく変更、改定できるものとします。

■第14条 専属的合意管轄裁判所■

1. 当社と利用者との間に生ずる係争は、東京地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とします。

■第15条 諸法令および諸規則の順守■

1. 利用者は日本国の諸法令、諸規則を順守するものとします。

■第16条 守秘義務■

1. 当社は、復旧または保守作業上必要な場合あるいは利用者の依頼等に基づく特定の場合を除き、利用者のサーバにログインしその内部情報を入手することはないものとします。
2. 当社は、前項が規定する状況において利用者のサーバにログインした場合も、当該サーバの内部情報等業務上知り得た事柄を第三者に漏洩することはないものとします。ただし、利用者の依頼または承諾に基づく場合、および捜査協力義務が生じた場合はこの限りにありません。

[附則] 本規約は2001年5月1日より実施します。

[附則] 本規則は2002年3月29日に第5条第2項を修正しました。

[附則] 本規則は2002年4月1日に第6条第3項を修正しました。

[附則] 本規則は2002年4月1日に第7条第1項-F及び第9条第6項を追加しました。

[附則] 本規則は2008年4月18日に第5条第2項-Bを修正しました。

[附則] 本規則は2008年8月26日に第5条第2項-Bを修正しました。

[附則] 本規則は2009年7月1日に第7条第1項-F、及び第9条第5項を修正しました。

[附則] 本規則は2009年7月1日にサービス名称を修正しました。